

正副委員長（案）

【2】協議事項A

第3章・参考人、公聴会制度の活用

＜条文案＞

市議会は、市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用に努めるものとする。

第5章・正副議長の選出過程の透明化

＜条文案＞

市議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、その過程を明らかにするものとする。

第6章・政策執行に関する監視、評価

＜条文案＞

市議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する市議会の機能の強化に努めるものとする。

・大規模災害時の議会、議員の対応

＜考え方＞

市議会、市議会議員が、東海地震等による災害に関し、災害を想定した事前の準備活動や災害発生後の災害救援活動に協力する旨の規定を盛り込みたい。

※委員からの意見等を精査した上、条文案を策定する。